

川崎市災害廃棄物等処理実施計画の概要

1 計画策定の趣旨と位置付け

○本市では、「川崎市地域防災計画（震災対策編）」の中に「川崎市災害廃棄物等処理計画」を位置付け、大規模地震等の自然災害に伴い発生が見込まれる災害廃棄物等の処理について基本理念等を取りまとめており、平成30年4月に改定した。

○改定された同計画において、川崎市直下の想定地震が発生した場合、最大約860万トンの災害廃棄物が発生するものと推計された。

○本市の地理的状況を踏まえ、災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等について、「川崎市災害廃棄物等処理計画」の下位計画として、「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を位置付け、公衆衛生の維持や安全性の確保を図りながら円滑かつ適正に災害廃棄物等を処理することを目的として策定する。

<本市の災害廃棄物等処理に係る計画の体系と内容>

国	(H26.3策定、H30.3改定)
災害廃棄物対策指針	地方自治体が災害廃棄物に関する計画を策定する上での指針
神奈川県	(H29.3策定)
神奈川県災害廃棄物処理計画	市町村が災害廃棄物の適正処理に必要な役割
川崎市	(H30.4改定)
川崎市災害廃棄物等処理計画 (川崎市地域防災計画の一部)	本市の災害廃棄物処理に関する基本方針等

※改定(H30.4)時のポイント(災害廃棄物の発生推計量の増大)

約377万トン → 約860万トン ※国が新たに示した算定式により増加
(本市の一般廃棄物総排出量の約17年分)

表 災害廃棄物発生推計量の内訳 ※川崎市直下の地震(M7.3)

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	木くず	合計
発生量(t)	582,612	2,665,102	4,858,998	271,119	217,980	8,595,811

今回策定

川崎市災害廃棄物等処理実施計画

本市の災害廃棄物処理に関する詳細手法等

2 災害廃棄物処理における基本方針

(1) 計画的な処理

被災状況を踏まえた、処理体制の構築による災害廃棄物等の処理の推進

(2) 生活環境の保全

周辺環境への配慮や公衆衛生の悪化防止

(3) 再使用・再資源化の徹底

最終処分量の低減のための様々な手法を用いた分別の徹底

(4) 適切な情報発信

平時(発災前)や発災後における災害廃棄物等の処理に関する情報の適切な発信

(5) 適正な保管・管理

円滑な災害廃棄物処理のための仮保管場所の設置等による適切な保管・管理の実施

3 災害時の対応における重要な視点

(1) 自助・共助・公助の考え方

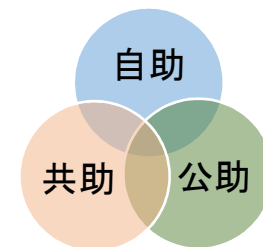
○市民や地域との連携

・災害時のごみ排出への協力

○自主防災組織やボランティア等との連携

・被災家屋の片付け

⇒大規模災害時において、公助による対応では限界があることから、自助・共助・公助の一体的な取組みが求められる。



(2) リサイクルの推進

○再使用・再資源化の重要性

・環境負荷の低減、資源の有効活用

・処理量の低減や最終処分場の延命化

⇒片付けごみの排出時や倒壊家屋等の解体撤去時の分別が特に重要となる。

(3) 本市の特徴を踏まえた災害廃棄物の処理方法

○高度に土地利用が進んでおり、災害廃棄物の仮保管場所の適地が少ない

○本市及び近隣に多くの廃棄物処理業者及び再資源化処理業者の存立

⇒迅速かつ効率的な処理方法の検討(可能な限り処理施設への直接搬入による処理)

【対象】片付けごみや倒壊家屋等の解体撤去に伴い発生する廃棄物

仮保管場所の縮減を図るとともに、災害廃棄物の適正処理や再資源化の推進への取組

4 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理方法

○災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理
 可能な限り、解体現場から処理施設へ直接搬入することで、迅速かつ効率的な処理を行い、早期の復旧復興に向けて取り組む。



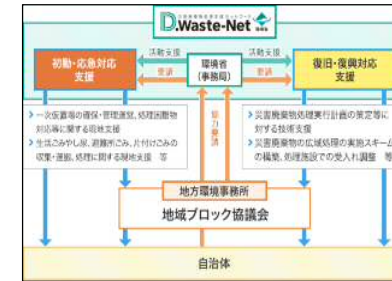
<災害廃棄物とは>
 災害廃棄物は、「片付けごみ」と「倒壊家屋等の解体廃棄物」に大別される。本計画では、災害廃棄物に通常の生活ごみを加えて、これらを総称して、「災害廃棄物等」とする。
 ①片付けごみ
 家屋内等にある被災したものを片付ける際に排出される、壊れた家具・家電等
 ②倒壊家屋等の解体廃棄物
 倒壊家屋等の解体等に伴い排出される廃棄物

(2) 仮保管場所の考え方

仮保管場所	一次仮保管場所	二次仮保管場所
対象	片付けごみ	解体廃棄物
仮保管場所候補地	住宅周辺の公園等のできる限り生活場所に近い場所 (候補地) ・街区公園 等	一定の広さを有する公有地等 (候補地) ・1ha以上の大規模公園 ・臨海部の公有地 等

(3) 広域連携体制の強化

○国・県及び他都市等との連携
 (災害廃棄物処理支援ネットワーク等の活用)



災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-NET) の体系図

(4) 処理期間

○倒壊家屋等からの解体廃棄物 : 3年 (目標)
 ○片付けごみ : 数か月

5 災害時のごみの分別と排出場所

(1) 普通ごみや資源物の分別ルールと収集

○分別ルール : 平時と同様の分別 (原則)
 ○収集 : 発災後3日目から収集再開 (原則)
 (資源物や粗大ごみは一時的に収集を停止する場合があります、収集体制や被災状況に応じて順次再開)



平時の分別品目

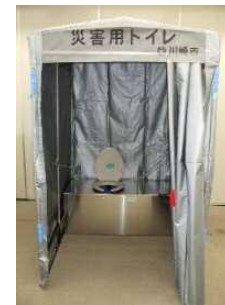
(2) 排出場所

○普通ごみ・資源物等 : ごみ集積所
 ○片付けごみ : 一次仮保管場所 (街区公園等)
 ※片付けごみは普通ごみ (腐敗しやすいごみ) と混在させない

6 し尿の収集

(1) 避難所への災害用トイレの速やかな設置

○避難所開設状況に応じた災害用トイレの運搬体制の確保
 (運搬車両及び人員の確保)



(2) し尿の収集

○組立式トイレ等からのし尿は、発災後2日目から収集再開 (原則)

(3) 携帯トイレの取扱い

○避難所等で使用された携帯トイレは、公衆衛生の観点から優先的に収集

大規模災害等発生時における災害廃棄物等の処理イメージ

